

# ナド句の文法的位置付けをめぐって —連体修飾成分との異同の検討—

前 原 かおる  
(2001年9月28日受理)

A Study of *nado-phrase*: Difference between *nado-phrase* and Adnominal Constituent

Kaoru Maehara

The constituent attached *nado* (it is hereafter called *nado-phrase*) illustrates the contents of a following noun phrase, without any adnominal marker (e.g. *toitta*). This paper considers the difference between *nado-phrase* and adnominal constituent, and examines a grammatical status of this kind of *nado-phrases*.

This paper discusses the order of *nado-phrase* and modifier of the following noun phrase. Our finding is that *nado-phrase* can change the position only with a non-restrictive adnominal constituent. This is because *nado-phrase* has a function as '*jouhou-fuka*' (i.e. it is used to append additional information to the head noun), which is the same as non-restrictive constituent. However, *nado-phrase* carries out the modification not of a mere noun phrase, but of a noun phrase as a constituent of a sentence. Moreover, this type of usage is only a part of the whole usage of *nado-phrase*. It is neutral whether *nado-phrase* modifies a noun phrase or another constituent, and the function of *nado-phrase* derives from the relation of the semantic contents of the *nado-phrase* itself and a following constituent.

Key Words : *nado-phrase*, following noun phrase, adnominal constituent, restrictive / non-restrictive, constituent of a sentence

キーワード：ナド句、後続の名詞句、連体修飾成分、制限的／非制限的、文の成分

## 1. はじめに

クで示す)。

一般に日本語の「連体(修飾)」とは、(1)のような性質を持つものと考えられてきた(渡辺(1971)、寺村(1975-78, 1981)ほか)。

- (1) A. 連体の形態(ノ、連体形など)を有すること。
- B. 後続の名詞句に対して、意味的な関係を持っていること。
- C. 後続の名詞句を主名詞とした1つの名詞句を形成していること。

次の例は、ノという形式(→(2))や、連体形(→(3)(4))をとて名詞にかかる、典型的な連体の例と言える(以下、修飾成分を下線で、後続の名詞句をゴチッ

(2) 米国では、米国立保健研究所(NIH)などの公的機関が日欧と協力して、この計画を進めている。(社5/24)

(3) 安保理常任理事国をはじめとする主要国の真剣な対応を期待したい。(社9/10)

(4) これを調べる機器は、埼玉県を含むほとんどの都道府県の衛生研究所に備えられている。(社7/2)

ところが、これらから連体形式ノを取り去った例(2')や連体形でない形態にした例(3')(4')も文法的であり、意味的にも上掲の各文との違いはそれほど感じられない。

- (2') 米国では、米国立保健研究所 (NIH) など、公的機関が日欧と協力して、…
- (3') 安保理常任理事国をはじめ、主要国の真剣な対応を期待したい。
- (4') …機器は、埼玉県を含め、ほとんどの都道府県の衛生研究所に…

では、(2')～(4')の「ナド+φ（以下、ナド句と呼ぶ）」「ヲ含メ」「ヲ始メ」も連体機能を持っているということになるのだろうか。もしそうであれば、形態的に（形式や活用形で）表される「連体」とはどのように異なるのだろうか。

本稿では、このうち特に(2)に対応する(2')、すなわち、形態的には「非連体」、意味的には「連体」とでも言うべきナド句に着目し、その文法的位置付けを考えようというものである。ナド句を取り上げるのは、(3)や(4)とは異なり、ナド句それ自体が連体・連用を示す形態を有していないことによる。以下では、まず2節で、ナド句が一般の連体修飾成分とは異なることを、複数の統語的な現象を挙げて確認する。3節では本稿の議論に直接関わる先行研究とその問題点を挙げ、4節でその問題に対する考察を行って、ナド句の文法的な性質を明らかにする。

## 2. ナド句と連体修飾成分との相違点

ナド句と連体修飾成分との相違点を見るために、(1)で挙げた一般の連体修飾の特徴を見直しておこう。このうち、本稿の考察のきっかけとなったのは、問題のナド句がAの要件を満たしていないにもかかわらず、Bが満たされているということであった。では、Cに関してはどうだろうか。以下では、3つの観点から、ナド句と後続の名詞句が1つの名詞句を形成しているとは考えられないことを指摘する。

### 2.1 要素の介在の可能性

一般的な連体修飾成分は、(5b)が示す通り、後続の名詞句との間に述語を修飾する成分を介在させることができない。

- (5)a. この手法で処理すれば、人体に影響のある有害物質が必ず出る。
- b.\*この手法で処理すれば、人体に影響のある必ず有害物質が出る。

それに対し、ナド句の場合は、(6b)のように修飾成分の介在が可能である。

- (6)a. この手法で処理すれば、ダイオキシンなど有害物質が必ず出る。
- b. この手法で処理すれば、ダイオキシンなど、必ず有害物質が出る。

実際に、次のような実例も見られる。

- (7) (予算案には)「基盤整備」に500億円など、実際には従来型の事業が並んでいる。

(社 7/14)

ここから、連体修飾成分は主名詞と統語的に結びついているのに対し、ナド句と後続の名詞句との間にはそのような関係がなく、1つの名詞句を形成していないと考えられる。

### 2.2 連用形式「トイウヨウニ」の付加の可能性

問題のナド句は、既に見た通り、ノやトイッタなどの連体形式がなくても後続の名詞句と意味的な関係を持つ。これは「ナド句≠連体修飾成分」を示す消極的な証拠でしかないが、ある種のナド句は、連用成分「トイウヨウニ」を付加してもなお非文にならない。

- (8)a. 水不足はアジア、アフリカなど各地に広がっている。(社 8/27)
- b. …アジア、アフリカなど {トイッタ／トイウヨウニ} 各地に広がっている。

すべての場合にあてはまるわけではないものの、この事実は、ナド句が後続の名詞句とともに1つの構造をなしているとは言えないことを示唆するものであると思われる。一般の連体修飾では、(1)の要件から言つても、見られない現象である。

### 2.3 名詞句としての解釈の可能性

3点目は、「ナド句+後続の名詞句」の名詞句としての許容度の問題である。文中で名詞句を修飾しているように見えるナド句でも、「ナド句+後続の名詞句」だけを取り出すと座りが悪くなる。例えば(9)で、「公表されるのが『どんな内訳か』」を言うのに、(9b)は不適切であって、ナド句を用いるのであれば(9c)のトイッタのような形式が必要だろう。(10)も同様である<sup>2</sup>。

- (9)a. …年間5万円を超える献金は名前など 内訳を公示することになった。(社 09/08)
- b.?\*名前など 内訳
- c. 名前などトイッタ 内訳

- (10)a. 家庭内暴力の相談のうち、妻や内縁の妻、恋人など、女性が被害者である事例は1500件で、…  
 (社 9/4)
- b. ?\* 妻や内縁の妻、恋人など、女性  
 c. 妻や内縁の妻、恋人などトイッタ女性

のことから言っても、ナド句と後続の名詞句とが1つの構造をなすとは考えられない。

このように、ナド句と連体修飾成分は意味的には共通する部分もあるが（要件B）、形態的、統語的な点に関して（要件A、C）、連体修飾成分とは異なると考えられる。

### 3. 先行研究とその問題点

#### 3.1 先行研究の主張

このような、連体修飾成分とは似て非なる現象の存在を扱った研究は決して多くないが、その中にあって江口（1998）は示唆的である。江口（1998）の主張は、日本語には「修飾構造」とは異なる一群として「不定的同格構造」と呼ぶべき構造が認められるというものであり、具体的には間接疑問節（～カ（ドウカ））のほか、ヤラ、ナド、ナリ、ラなどの形式が付加された要素を「（不定的）同格要素」とし、次のような例文を挙げている（= 江口（18b）（20a）（21b））。

- (11) 冴子やら光俊やら、派手なやつばかりがパーティーに来ていた。  
 (12) …アンツー剤や亜砒酸石炭や燃剤など、手に入るかぎりの殺鼠薬を業者から買い集めて…  
 (13) 本を読むなり塾に通うなり、まともな勉強をしてほしい。

これらの例では、ヤラ句、ナド句など（下線部）と後続の名詞句（ゴチック部）とが同一の対象を指示し、それが1つの同格的な構造をなしているとされる<sup>3</sup>。

さて、江口（1998）は、不定的同格構文の特徴を統語論的、および意味論的観点から複数挙げている。そのうち、一般の連体修飾との違いが直接的に示されているのが、同格成分の名詞句内での位置の問題である。（14a）が示す通り、同格要素（「太郎ら」）は名詞句内の最も左端になければならず、位置を転換した（14b）は非文法的である。それに対して、（15）のような一般的の連体修飾成分（「例の」「背の高い」）であれば、置換が自由である（江口（1998:16））<sup>4</sup>。

- (14)a. 太郎ら、背の高い人を呼んだ。

- b. \*背の高い、太郎ら人を呼んだ。  
 (15)a. 例の、背の高い人を呼んだ。  
 b. 背の高い、例の人を呼んだ。

このような現象などにより、不定的「同格」構造という、「修飾」構造とは異なる構造を認める必要があるという主張がなされている。

#### 3.2 先行研究の問題点

江口（1998）の指摘は本稿の関心とも近く興味深いが、ここには2つの問題があると思われる。まず、成分の置換に関する観察の妥当性である。例えば、（14b）が非文法的であるのに対して、次の例は「太郎ら」と「背の高い」を入れ替えても不自然さはない。

- (16)a. 太郎ら、背の高い元バスケ部の選手を呼んだ。  
 b. 背の高い、太郎ら、元バスケ部の選手を呼んだ。

これはナド句についても同様である。確かに、（17a）のナド句と後続の修飾成分とを置換した（17b）は不自然であるが、（18）であればナド句と修飾成分の置換は可能であろう<sup>5</sup>。

- (17)a. CDやビデオなど、こわれやすい資料は入れないでください。  
 (東広島市中央図書館 返却ボックス)  
 b. \*こわれやすい、CDやビデオなど、資料は入れないでください。  
 (18)a. CDやビデオなど、こわれやすい視聴覚資料は入れないでください。  
 b. こわれやすい、CDやビデオなど、視聴覚資料は入れないでください。

このように、連体修飾成分と同格成分の置換可能性が絶対的ではないということになると、連体修飾成分と区別し新たに同格構造を立てる根拠を1つ失うことになる<sup>6</sup>。これが2つ目の問題点で、ナド句と連体修飾成分との置換の可否という観点から、改めてナド句の性質を観察してみる必要があるようと思われる。

そこで次節では、ナド句と連体修飾成分の置換がどのような場合に可能になるか、そしてそれはナド句のどのような性質によるのか、ということを検討していくことにする。

### 4. ナド句の文法的位置付け

#### 4.1 ナド句と連体修飾成分の置換の条件

まず、(19) (20) (再掲= (17a) (18a)) を比較しよう。

- (19) CDやビデオなど, こわれやすい資料は入れないでください。
- (20) CDやビデオなど, こわれやすい視聴覚資料は入れないでください。

両者は、主名詞「資料」、「視聴覚資料」が異なるのに加え、ナド句が何を例示しているかという点でも異なっている。つまり、(19) のナド句は「こわれやすい資料」の指示対象を例示しているのに対し、(20) は「視聴覚資料」に対する例示となっている。このことは、修飾成分「こわれやすい」が主名詞を「制限」しているか否かという違いである。

ここで言う「制限」とは、金水 (1986) の言う「限定」と同義である。

- (21) 限定とは、修飾される名詞（これを主名詞と呼ぶことにする）の表す集合を分割し、その真部分集合を作り出す働きをさす。例えば「焼いた魚」は「魚」の集合を分割しており、「焼いた魚」の集合が「魚」の真部分集合になるから、「焼いた」は「魚」に対して限定を行っていると言える。（金水 (1986:606)）

本稿の例で言えば、(19) の「こわれやすい」は主名詞「資料」の表す集合を分割し、「こわれやすい資料」が「資料」の真部分集合を作り出しているので「制限的」である。一方、(20) の「こわれやすい」は、主名詞「視聴覚資料」の性質を述べているにすぎず、その集合を分割するものではなく、情報付加的にはたらく「非制限的」な成分だと考えられる。また、一般に非制限的な連体修飾成分は取り除くことができると言われるが（三宅 (1995) ほか）、(19) の「こわれやすい」を取り除くと意図された読みができなくなることに注意されたい<sup>7</sup>。

さて、ナド句と修飾成分の置換可能性は次のようなものであった（再掲= (17b) (18b)）。

- (22) \*こわれやすい, CDやビデオなど, 資料は入れないでください。
- (23) こわれやすい, CDやビデオなど, 視聴覚資料は入れないでください。

ここから、ナド句と修飾成分との置換関係は(24)のようにまとめられる。

- (24) ナド句は、制限的な修飾成分とは置換ができない。それに対して、非制限的な修飾成分とは置換が可能である。

あるいは、単純に「ナド句の生起する位置」という点から、次のようにも言える。

- (24)' ナド句を制限的修飾成分と主名詞との間に介在させることはできない。

いずれにせよ、ナド句が名詞句の最も左端になければならないとする江口 (1998) の指摘は、制限的な修飾成分との間にのみ有効であって、非制限的な成分にはあてはまらないことになる。では、なぜナド句は、非制限的な連体修飾成分とのみ置換できるのだろうか。

## 4.2 ナド句の性質に関する予測

非制限的な修飾成分だけがナド句と置換できるという上の観察から考えられるのは、ナド句と非制限的連体修飾成分のそれぞれが後続の名詞句（主名詞）に対して有する関係に、何らかの共通点があるのでないかということである。というのも、成分の置換は、非制限的な修飾成分同士についても可能だからである。

- (25) 中米カリブ海に浮かぶ, 九州よりやや広い ドミニカ共和国に, 1950年代, 250家族1300人の日本人が移り住んだ。 (天7/21)
- (25)' 九州よりやや広い, 中米カリブ海に浮かぶドミニカ共和国に, …

また、問題のナド句もこれら非制限的連体修飾成分も、ともに取り除いても文意を変えないという点でも共通する。さらに、非制限的連体修飾成分の主名詞は「定名詞」であることも知られているが（三宅 (1995:53)）、ナド句が例示を行う以上、後続の名詞句が定指示であることは必然である。

ここから、ナド句の性質について(26)のような予測が立てられる。

- (26) ナド句は非制限的な連体修飾成分と機能的に等価な成分である。

以下では、この予測の妥当性を2つの点から検討することにする。

## 4.3 予測の妥当性の検討

### 4.3.1 制限的／非制限的の解釈の可能性

まず、次の連体修飾の例を見られたい。

- (27) 他のお客様のご迷惑となる 携帯電話のご使用は、ご遠慮ください。

(27) は、「携帯電話の使用のうち、他の客の迷惑となるようなものは遠慮してほしい」という制限的な解釈と、「携帯電話の使用は、一般に他の客の迷惑となるものであるから遠慮してほしい」という非制限的な解釈とが可能である。一方、この成分を制限的修飾成分「携帯電話の」と名詞句「ご使用」との間に介在させた(27')は、二義的ではない。

- (27') 携帯電話の、他のお客様のご迷惑となる ご使用は、ご遠慮ください。

この例で可能なのは、前者の、すなわち制限的な解釈だけであって、これはつまり、制限的修飾成分と主名詞との間には非制限的修飾成分が介在できないということを意味する。

さて、このことは、(24')で述べたことと全く平行的である。前述の通り、例(22)の「こわれやすい」は「制限的」な連体修飾成分であると考えられた。

- (22) \*こわれやすい、CDやビデオなど、資料は入れないでください。 (再掲)

これが非文法的なのは、(27')の下線部については許された制限的な解釈がナド句ではできることによる、と考えれば説明がつく。つまり、ナド句は「非制限的」な成分であるがゆえに、それを介在させた(22)は非文法的になると考えられる。

#### 4.3.2 疑問語の生起の可能性

さらに、(26)の妥当性は、疑問語の生起という観点からも支持される。田窪(1987)は、統語的な階層構造と焦点構造との相関を論じる中で、疑問語(田窪は「疑問詞」と呼ぶ)は「B類より内部の構成素に現れ、C類の修飾節内部には生じ得ない(p.44)」ことを指摘している。例えば、カラ節には(28)と(29)という2つのタイプがあるが、疑問語がとれるのはB類(28b)だけであって、C類(29b)は焦点を置くことができない([ ]は、それぞれモーダル「でしょう」、疑問「か」のスコープを表す)。

- (28)a. [彼が行ったから、彼女も行った] のでしょう。  
(B類のカラ)

- b. [誰が行った] から、彼女も行ったのでしょうか。

- (29)a. 彼が行ったから [彼女も行った] でしょう。  
(C類のカラ)

- b. \* [誰が行った] から、彼女も行ったでしょうか。  
(以上、田窪 = (35) (41) (33) (40))

ナド句の場合、(30)のように疑問語を生起させることはできず、したがって、ナド句には焦点を置くことができないと考えられる<sup>8</sup>。

- (30) \*あなたは、秋の新番組に誰が出るなど、妙なうわさを聞きましたか。

ところで、三宅(1995)は連体修飾節の制限的／非制限的という構造的な違いを示す現象の1つとして、疑問語(三宅は「不定語」と呼ぶ)の生起を挙げているが、それによれば、疑問語が生起できるのは制限的連体修飾節の中のみである。

- (31)a. あなたは [誰が書いた本] を読みましたか。  
(制限的)

- b. \*あなたは誰が書いたその本を読みましたか。  
(非制限的) (=三宅 (18))

このように、ナド句と非制限的連体修飾成分は、疑問語が生起できない(→(30)(31b))という点でも、共通の性質を持つと考えられる。

#### 4.4 ナド句の文法的位置付け

以上、ナド句は、統語的には一般の連体修飾と異なる性質を持ちながら、機能的には非制限的な連体修飾成分と等価な成分であるということが明らかになった。本稿のはじめに述べたナド句と連体修飾成分の共通性は、ナド句の持つ「非制限的」な性質によるものとして、より精密に捉えられる。

それでは、このようなナド句を、どのような成分と見ればよいのだろうか。1つの可能性は、江口(1998)のように、「同格構造」という、連体でも運用でもない第3の構造を日本語に認めるというものである。確かに、日本語には、連体や運用の形態と不可分に結びついた概念では捉えがたい現象が少なくない。しかし、それが果たして「同格」なのかということになると、既に挙げたいいくつかの問題点もあり(3.2節および注6、8参照)、疑問である。ここまでに見たような連体修飾成分との共通点を考えると、連体・運用に関して再考の必要はあるにせよ、はじめから修飾構造と切り離し

たところに一群を立てるのは、得策でないようと思われる。

これに対し、本稿の主張は、ナド句は連体・連用に関していわば中立的な修飾成分で、その機能はナド句の意味内容と後続の成分との関係から導き出されるというものである。以下、この主張を支持すると思われる現象を挙げ、説明を加える。

まず、連体・連用に関して中立的と考えられるのは、2.2節で見たように連体・連用の両形式の介在が許される例が存在することによる（再掲=（8b））。

- (32) 水不足はアジア、アフリカなど {トイッタ／トイヨウニ} 各地に広がっている。

また、次の例を見られたい。

- (33) 民主党の鳩山由紀夫代表は、小渕氏の病状に関して医師団の説明がないことの不自然さを指摘し、森政権の誕生につきまとう密室性や不透明性を印象づけようとした。／だが、首相が小渕氏の入院をいつ知り、ただ一人正確な病状を把握していたはずの青木幹雄官房長官とどう連絡を取り合ったのかなど、時系列を追った質問ではなかったため、聞いていた側にはもどかしさが募った。（社4/20）

(33) のナド句は、後続の名詞句「時系列を追った質問」の例示と考えられるが、その解釈は、ナド句内の意味を現実世界の知識に照らし合わせて初めて可能になるのであって、もしそれができなければ、あるいは次のように提示の仕方が逆であれば、ナド句は後続の述語句「時系列を追った質問ではない」の例示と解釈される。

- (33') 官房長官がどう連絡を取り合い、また首相が小渕氏の入院を知ったのかなど、時系列を追った質問ではなかった。

このように(32)で両形式の介在が可能なことや、(33)が原理的に2つの解釈を許すことから見て、ナド句が後続の成分を統語的に規定するようなものであるとは考えられない。

さらに、ナド句は、上に見た名詞句や述語句だけではなく、修飾成分の例示も行いうる。

- (34) 神奈川県警や新潟県警など、全国で相次いだ警察不祥事を受けて、…（社5/23）

同格構造を認める立場では、このような現象に対して、新たに「修飾成分と同格」というタイプを立てることになるのかもしれないが、ナド句と後続の成分との関係は、上で見た通り柔軟であり、現象ごとに固定的に同格のタイプが決まるようなものではない。このようしたことから、本稿では、ナド句は連体・連用に関して中立的で、その機能はナド句の意味内容と後続の成分との関係から導き出されると考える立場をとる。

では、その解釈のメカニズムとはどのようなものか、ということになるが、この点の検証は、もはや別稿に譲らざるをえない。ただし、ナド句と一般の連体修飾成分との違いが、この方向での考察にも示唆を与えることを指摘しておきたい。2.3節で見た通り、(35)は「どんなNPか」を表す1つの名詞句としては解釈しにくいが、(35b)では問題ない。

- (35) a. ?\* 名前など 内訳 （再掲=（9b））  
b. 我々が見せてもらいたいのは、名前など内訳  
だ。

(35b) のような疑似分裂文の焦点位置というのは、金水（1986:602-603）によれば、有格の名詞句が来る位置である（例文は金水（1986）=（2）（3））。

- (36) 私は大学教師です。 （名詞述語文）  
(37) 桜の枝を折ったのは私です。

（疑似分裂文：私が桜の枝を折りました）

(35b)についても、(35c)との対応が考えられることから見て、ナド句が修飾するのは、有格の名詞句という「文の成分」であると考えられる。

- (35) c. 我々は 名前など 内訳 を見せてもらいたいの  
だ。

この「文の成分」という観点が、ナド句と一般の連体修飾を統語的に分け隔て、かつ、他の用法（述語句や修飾成分の例示）や解釈の複数性に説明を与えるものと思われる。

## 5. おわりに

本稿では、いわゆる連体修飾成分と意味的、機能的には共通する部分を持ちながら、形態的、統語的に異なる表現としてナド句を取り上げ、その文法的位置付けについて論じてきた。本稿で述べたことを以下にまとめるとめる。

## (38) ナド句の性質

- ① ナド句は後続の名詞句に対して情報付加的には  
たらく「非制限的」な成分である。  
… ((非制限的) 連体修飾成分との共通点)
- ② ナド句は単なる(無格の)名詞句ではなく、「文  
成分」としての(有格の)名詞句と関係を持つ。  
… (連体修飾成分との相違点<1>)
- ③ ナド句が後続の名詞句を例示するのは用法の一  
部であって、本来的には連体・連用に関して中  
立的な修飾成分であると考えられる。  
… (連体修飾成分との相違点<2>)

このうち特に3点目に関しては、今後、形態で明示された「修飾」構造をも視野に入れ、より広い文脈で考察していくことが必要である。

## 注

- (1)本稿では、仮に(2')～(4')の下線部のような成  
分も含めて「修飾成分」と呼ぶ。また、「後続の名詞  
句」は、一般の連体修飾の場合には「主名詞」でも  
よいが、ナド句の議論に関してはミスリーディング  
であり、そのまま「後続の名詞句」とする。
- (2)箇条書き的な表現の場合には、ナド句に後続する名  
詞句で終わることがありうる。
  - ①(「概算要求—ITなら何でもありか」と題された記  
事の冒頭)
 

▽国土交通省 光ファイバー網の整備2519億円など  
IT関連 3642億円
  - ②(「労働省 IT対応の職業能力開発 205億円…  
(社)8/31)

また、後続の名詞句が修飾成分を伴えば、(9b)や  
(10b)に比べ、座りがよくなる。

② 名前など 具体的な内訳

- ③ 妻や内縁の妻、恋人など、さまざまな立場の女性  
なぜこれらの許容度が高くなるのかということにつ  
いては、4.4節の議論の延長線上で説明可能と考え  
が、紙幅の関係で検証は割愛する。

- (3)江口(1998)は例④のような「述語と同格」の例も  
念頭においているようであるが(4.4節も参照のこ  
と)、議論の中心は、本稿と同様、名詞句と同格の例  
である。

④すでに昨年末から、「ポスト橋本」が公然と取りざ  
たされるなど、橋本政権の先行きにも暗雲が立ち  
込める。 (=江口(22b))

- (4)(14b)が非文法的になるのは、「\*太郎ら人を呼んだ」  
の非文法性によるかに見えるが、後続の名詞句を変

えててもb文はやはり非文法的であり、この予測は正  
しくない。

- ⑤ a. 太郎ら、背の高い学生を呼んだ。

b. \*背の高い、太郎ら学生を呼んだ。

- (5)修飾成分を前置することによって、その解釈は二義  
的になる。例えば、(18b)の「こわれやすい」は、  
次のいずれにも解釈される。(18a)と同じ(A)の  
解釈に加えて、ナド句にかかる(B)の解釈も可能で  
ある。

A [こわれやすい、[CDやビデオなど]、視聴覚資  
料] は入れないでください。

B [こわれやすい CDやビデオなど]、視聴覚資料は  
入れないでください。

本稿で「置換」と言う場合には、もとの文と同義の  
(A)だけを考える。これを示すために、本稿では修  
飾成分を主名詞と同じゴチックで示し、直後に読点  
(.)を打つ。

- (6)この1点だけで江口説を否定することはできない。  
しかし、江口の「統語論的特徴」には、語順に関する  
観察においても問題となる部分があり、いずれにせよ再検討が必要であると思われる。この点に関しては、別稿で論じたい。

- (7)非制限的連体修飾成分の中にも取り除くことができ  
ないものがあるという指摘が、益岡(1995)やチャ  
ウェンギッジワニッシュ(2000)でなされている。

⑥ 修一は {a. 動搖する / b.\* ϕ} 自分を感じながら  
言った。 (=益岡(19)(19'))

ただし、本稿は省略可能な非制限的成分だけを問題  
にするので、立ち入らない。

- (8)不定的同格要素が焦点化できないことについては、  
江口(1998)も「対比文脈に置けない」ことを論拠  
に指摘している。

⑦ \*田中とか山口とか、学生を呼んだんじゃなくて、  
内田とか星野とか、学生を呼んだんだ。

(江口= (32a))

ただし、本文で見る通り、焦点化ができないのはC  
類の「修飾」要素全般に見られることであり、江口  
がこの現象を根拠に「同格」構造を立てることには  
首肯できない。

## 用例出典

(日付はすべて2000年／例文中、省略箇所は…で示す  
／注記なきものは作例)

社：朝日新聞社説／天：朝日新聞天声人語

## 参考文献

- 江口 正 (1998) 「日本語間接疑問節の文法的位置付けについて—不定的同格要素として—」『九大言語学研究室報告』19号
- 江口 正 (2000) 「「ほか」の2用法について」『愛知県立大学外国語学部紀要（言語・文学編）』32号
- 奥津敬一郎(1985)「不定詞同格構造と不定詞移動」『都大論究』22号（『拾遺日本文法論』（ひつじ書房（1996））に再録）
- 奥津敬一郎 (1997) 「連体即連用？第23回「連体即連用？」の総まとめ」『日本語学』16巻9号
- 神尾昭雄 (1983) 「名詞句の構造」井上和子（編）『講座現代の言語（第一巻）日本語の基本構造』三省堂
- 金水 敏 (1986) 「連体修飾成分の機能」『松村明教授古希記念 国語研究論集』明治書院
- 田窪行則 (1987) 「統語構造と文脈情報」『日本語学』6巻5号
- ソムキャット チャウェンギッジワニッシュ (2000) 「「非限定」の連体修飾節に関する一考察 —「眼

- 前描写」の連体修飾節について—』『日本語科学』7号
- 寺村秀夫 (1975-78) 「連体修飾のシンタクスと意味 その1～4」『日本語・日本文化』4-7（『寺村秀夫論文集 I 一日本語文法編一』（くろしお出版（1993））に再録）
- 寺村秀夫 (1981) 『日本語の文法（下）』国立国語研究所
- 益岡隆志 (1995) 「連体節の表現と主名詞の主題性」益岡隆志・野田尚史・沼田善子（編）『日本語の主題と取り立て』くろしお出版
- 三宅知宏 (1995) 「日本語の複合名詞句の構造—制限的／非制限的連体修飾成分をめぐって—」『現代日本語研究』2号
- 矢澤真人 (2000) 「副詞的修飾の諸相」『日本語の文法 1 文の骨格』岩波書店
- 渡辺 実 (1971) 『国語構文論』塙書房

(指導教官 白川博之)